

事務連絡
平成20年1月9日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報
の公表に関する調査の実施について

標記の情報の公表については、平成17年7月29日及び同年8月26日に平成16年度までの労災認定事業場の公表を行っているところですが、昨年12月4日の参議院厚生労働委員会において、平成17年度以降の労災認定事業場の公表に関して、厚生労働大臣より「来年の春（今春）までには公表する」旨の答弁がなされました。

これを受けて、現在、労災担当部門において当該情報の公表のための作業を行っているところですが、今回の公表に当たっては、原則として前回までの公表項目と同様の内容とすることを予定しています。

しかしながら、労災保険給付又は特別遺族給付金の請求事案については、請求に係る労働者等の石綿ばく露作業歴を把握することなどにより認定しているところであり、労災担当部門にあっては、当該労災認定事業場における「石綿取扱い期間」及び「現在の取扱い状況」についてまで把握する必要がないため、当該事項に関する確認調査が必要となったものです。

石綿による健康被害については、近年大きな社会問題に発展し、労働基準行政においても、労災補償のみならず、健康障害の発生防止のための各種対策等に取り組んでいるところであり、これらの健康被害に関する対策は労働基準行政全般にわたるものであることから、今般、平成17～18年度に石綿による肺がん又は中皮腫により労災認定された労働者等及び平成18年度に特別遺族給付金の支給決定を受けた死亡労働者等が所属していた事業場に対する調査を労災担当部門と監督・安全衛生担当部門が連携を密にして実施するものです。

本調査は、非常に短期間で実施しなければならないことから、労働基準行政内の連携につきまして、特に貴職の配意をお願いするものです。

なお、本件については、本省監督課及び安全衛生部化学物質対策課とも協議済であることを申し添えます。